

管理番号 No. _____

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者： _____ 様

事業者： NPO 法人 たすけあい組織 鼓楼 _____

居宅介護支援事業所重要事項説明書

_____様が利用しようと考えている居宅介護支援業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1. 事業者の概要

事業者名称	特定非営利活動法人 たすけあい組織鼓楼
設立	平成14年5月13日
代表者氏名	代表理事 田原 英敏
所在地	〒874-0849 大分県別府市扇山6-1-3 電話：0977-25-4555 FAX：0977-25-4400

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	NPO法人 たすけあい組織鼓楼
所在地	大分県別府市扇山6-1-3
事業所の指定番号	居宅介護支援事業（大分県 第4470200892号）
サービスを提供する 実施地域※	別府市・大分市・日出町

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 介護支援専門員 1名（管理者兼務）

(3) 営業時間

月～金曜日 午前8時30分から午後5時まで

（土曜・日曜・8月13～15日・12月29日～1月3日は休業）

※ただし、利用者の申し出があればこの限りではない。

(4) 事業の目的

介護支援専門員が要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(5) 運営方針

介護支援専門員は、利用者が可能な限り住み慣れた環境において自立した生活ができるよう配慮し、利用者選択に基づいた居宅介護サービスが、利用者の心身の状況・環境に応じて適切かつ効果的に提供され、安心して生活できるよう支援を行う。

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的なながれ」参照

4. 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口提出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料/月)

居宅介護支援費(I)	介護支援専門員取扱件数 40 件未満の場合又は 40 件以上である場合において 40 件未満の部分	要介護 1・2	1,086 単位
		要介護 3・4・5	1,411 単位
居宅介護支援費(II)	居宅介護支援専門員取扱件数 40 件以上である場合において、40 件以上 60 件未満の部分	要介護 1・2	544 単位
		要介護 3・4・5	704 単位
居宅介護支援費(III)	居宅介護支援専門員取扱件数 40 件以上である場合において、60 件以上の部分	要介護 1・2	326 単位
		要介護 3・4・5	422 単位
介護予防支援費 (I)			442 単位
介護予防支援費 (II)			472 単位

(減算)

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に 80%以上集中等 (指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)	1 月につき 200 単位減算
-----------	---	-----------------

(加算)

初回加算 3000 円	新規に居宅サービス計画を作成する場合、要支援者が要介護認定を受けた場合。要介護状態が二区分以上変更の場合に居宅サービス計画を作成する場合。
入院時情報連携加算 (I) 2500 円	利用者が入院するに当たって医療機関へ必要な情報を提供した場合 ※必要な情報とは、具体的には当該利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況をいう。当該加算については、利用者一人につき 1 月に 1 回を限度とする。入院してから 3 日以内に情報提供します
入院時情報連携加算 (II) 2000 円	利用者が入院するに当たって医療機関へ必要な情報を提供した場合に算定 (提供方法は問わない。入院してから 7 日以内に情報提供する。)
退院・退所加算 I イ: 4500 円 II イ: 6,000 円	利用者の退院・退所に当たって当該病院・施設の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカ フェリス以外の方法で一回 受けた上で、居宅サービス計画を作成し、サービス調整を行った場合に算定

	する。Ⅰイ 1 回 Ⅱイ 2 回以上
退院・退所加算 Ⅰ口：6000 円 Ⅱ口：7 500 円 Ⅲ：9 000 円	Ⅰ口：利用者の退院、退所に当たって医療機関・施設の職員から利用者に関する必要な情報をカンファレンスにより、一回 受けていること。 Ⅱ口：上記情報提供を 2 回受けており、うち 1 回以上はカンファレンスによる。 Ⅲ：上記 情報の提供を 3 回以上受けており、うち 1 回以上はカンファレンスによる
通院時情報連携加算 500 円	利用者が病院または、診療所において医師の診察を受ける時に、介護支援専門員が同席し、医師等対して当該利用者の心身の状況や生活 環境 等 の 当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師 等から当該利用者に関する必要な情報を受けた 上で 居宅 サ ー ビ ス 計 画 に 記 録 し た 場 合 に 算 定。
緊急時等居宅 カンファレンス加算 2000 円	病院の求めにより、病院の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、利用者に必要な居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に算定する。1 月に 2 回を限度として加算する。
ターミナルケア マネジメント加算 4000 円	末期の悪性腫瘍で在宅で死亡した利用者（在宅訪問後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）が対象。24 時間連絡がとれる体制を確保し、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整 備 。 利用者又は、その家族の同意を得た上で死亡日及び死亡日 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問し、主治医の医師等の助言を得つつ利用者の状態やサービス変更の必要性の把握、利用者への支援を実施。訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の 医師 等及びケアプランに位置 付けた居宅サービス事業者 への 提供 。

その他留意事項

看取り期において、介護支援専門員がご利用者の退院時等に ケアマネジメント 業務を行ったが、ご利用者の死亡により、サービス利用に至らなかった場合、必要なケアマネジメント業務 や 給付管理のための準備が行われ介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められた場合には、居宅介護 支援の基本報酬 の算定をいたします。

*

保険料の滞納により、法定代理受領をできなくなった場合は、1ヶ月につき 要介護度に応じて所定の料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサ ー ビ ス 提供証明書 を後日お住まいの市区町村窓口 に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

(2) 交通費

前記 2 の (1) のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、料金はいりません。

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず、全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

5. サービス内容に関する相談・苦情

(5) 当事業所の相談・苦情窓口

居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

窓口： NPO 法人 たすけあい組織鼓楼（担当：三好 善文）

〒874-0849 大分県別府市扇山 6-1-3

電話 0977(25)4555 FAX 0977(25)4400

受付時間： 午前 8:30～午後 5:00（月～金）

(6) その他の窓口

市町村の窓口： 別府市役所 高齢者福祉課

大分県別府市上野口町 1 番 15 号

電話 0977(21)1111（代）

受付時間： 午前 8:30～午後 5:00

公的団体の窓口： 大分県国民健康保険団体連合会

大分県大手町 2 丁目 3-1 2 4F

電話 097(534)8470

受付時間： 午前 8:30～午後 5:00

6. 秘密保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
②個人情報の保護について	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしませぬ。

7. 虐待の防止について

- (1) 虐待の防止の指針に基づき対策を行います
- (2) 虐待の発生またはその再発を防止するため委員会、担当者を設置し定期的に研修も行っています
- (3) 虐待の発生または再発を防止するための委員会を開催し、拘束廃止への取り組みを行い、意識の

啓発、虐待を発見時には行政への通報を行い、御利用者の安全の確保に努めていきます。

8. 看取り期における支援について

看取り期において、御利用者様・ご家族様の意向に沿い、在宅での最期を支援いたします。

9. 事故発生時の対応等について

当事業所が御利用者様に対して行う居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに御利用者様のご家族、市区町村に連絡を行うとともに、速やかに対応を行い、必要な措置を講じます。

10. 感染症や非常時災害について

- (1) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実地する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務計画書を策定し、当該業務継続計画に従い必要な処置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実地するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

11. 衛生管理について

- (1) 感染症の予防及びまん延の為の対策を検討する委員会をおおむね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底をはかる。
- (2) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の研修及び訓練を定期的に実地する。

12. 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画書に位置付けた指定居宅サービス事業者等の指定理由について説明を求められますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。

病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携する必要があるありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先をお伝えください。

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

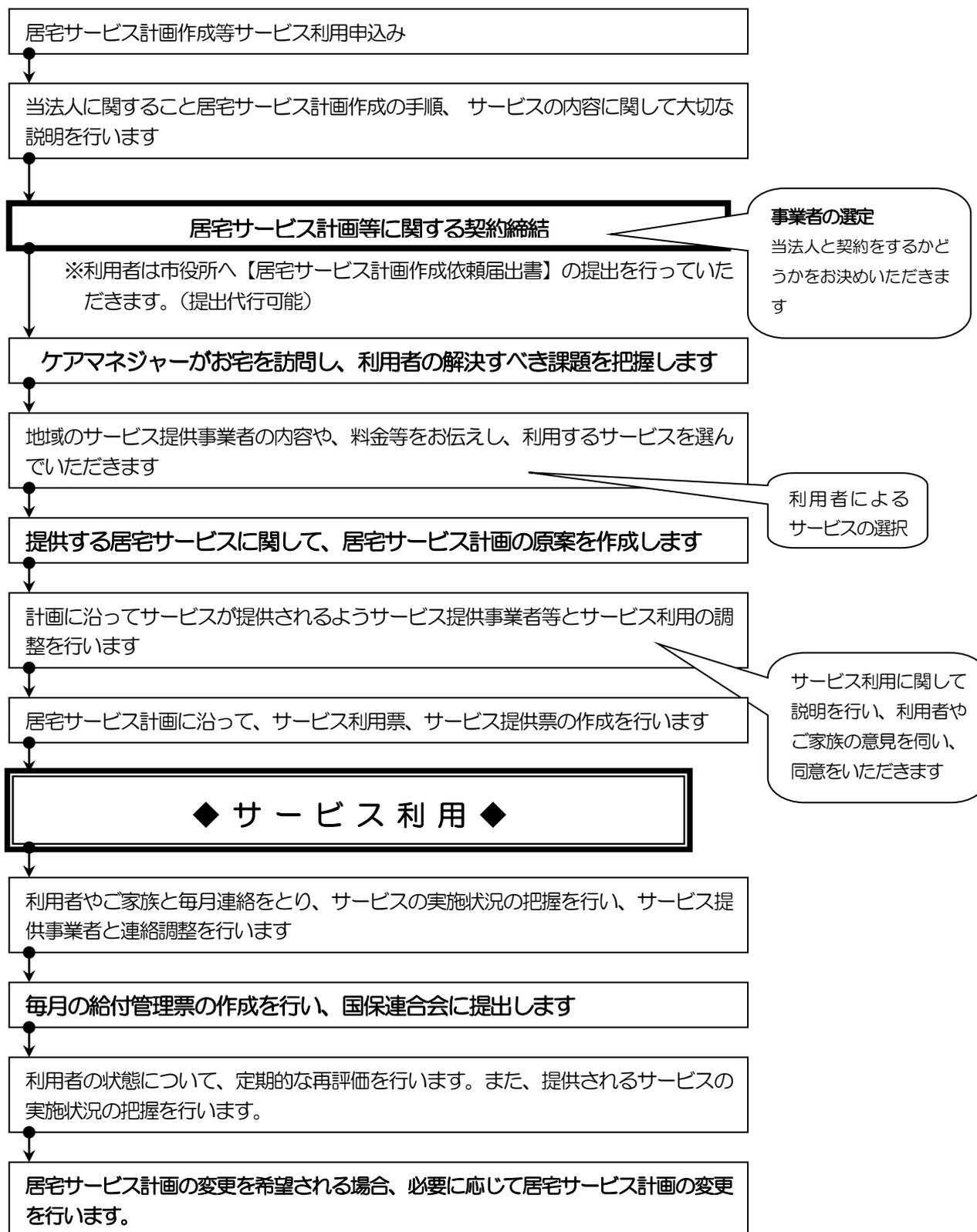
4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 大分県別府市扇山 6-1-3
名称 NPO 法人 たすけあい組織鼓楼
代表理事 田原 英敏 印

説明者 印

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住所
氏名 印

本人の契約意思を確認しました。
(代理人または立会人)

住所
氏名 印